

福祉課からお知らせ



児童扶養手当と 特別児童扶養手当等について



◆児童扶養手当とは

児童扶養手当制度とは、父親又は母親がいない児童が育成されている家庭等を対象とし、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の全部支給、一部支給、支給無しの区分が決まります。

◆対象者

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童（遺族年金受給者は除く）
- ・ 父または母が一定の障害状態にある児童
- ・ 父または母の生死が不明な児童

区分	全額支給	一部支給
児童1人のとき	月額 41,020円	所得に応じて月額 41,010円～ 9,680円の範囲 で決定します。
児童2人のとき	児童1人の手当月額に5,000円を加算した額	
児童3人以上のとき	3人目から児童1人増すごとに、3,000円を加算します。	

・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
・ 未婚の母の子
※児童が公的年金を受給できる場合、児童福祉施設・里親に委託されている場合、父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されている場合等は対象になりません。

◆支給月

8月（4月～7月分）
12月（8月～11月分）
4月（12月～3月分）
※手当の支給開始は、申請書を提出した月の翌月分からとなります。

◆特別児童扶養手当・特別障害者手当等の額が変更されます

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の額については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて、手当が改定されていますが、今回、平成25年全国消費者物価指数の実績値（対前年比で0.3%の下落）に応じて、平成26年度の手当額が「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、下表のとおり変更されます。
※所得制限等の受給要件があります。

	平成25年度 (平成26年 3月分まで)	平成26年度 (平成26年 4月分から)	支給月
特別児童扶養手当 (1級)	50,400円	49,900円	4・8・11月
特別児童扶養手当 (2級)	33,330円	33,230円	
特別障害者手当	26,080円	26,000円	2・5・8・11月
障害児福祉手当	14,180円	14,140円	2・5・8・11月

◆現況届、所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給している方は「現況届」を8月29日（金）までに、また特別児童扶養手当等を受給している方は、「所得状況届」を9月10日（水）までに提出してください。これらの届けの提出がないと、8月分以降の手当の支給ができなくなりますので、ご注意ください。なお、「現況届」および「所得状況届」は、7月下旬から8月上旬に送信します。

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線175)
福祉課障がい福祉担当
(内線182・183)

母子・寡婦家庭のみなさん

お子さんの入進学のお金計画はお済みですか？

大学や高校の入・進学時には、なにかとお金がかかるものです。県では、母子・寡婦家庭のお子さんの入・進学に必要な資金計画についてご相談に応じています。

母子・寡婦福祉資金貸付 限度額の例

私立大学・自宅外通学の場合
○修学資金 月額64,000円
※日本学生支援機構の奨学金との併用はできません。
○就学支度資金 59万円

■問い合わせ

山梨県中北保健福祉事務所
福祉課児童家庭担当
☎055-237-1381